

～五所川原市民憲章の唱和の仕方について～

五所川原市合併10周年を記念して平成27年3月28日に制定した五所川原市民憲章について、市民の皆様幅広く唱和していただくため、唱和の仕方を例示します。各種式典、大会、会合など市民の皆様が集まる場において五所川原市民憲章の唱和をお願いいたします。

【先導役又は司会者】

五所川原市民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

わたくしがまず、市民憲章の前文と5つの本文の出だしとなる「ひとつ」を読み上げますので、引き続いて本文のご唱和をお願いいたします。

【先導役又は司会者】

ごしよがわらしみんけんしょう
五所川原市民憲章。

わたしたちのまち五所川原市は霊峰岩木山を望み、津軽平野を潤し十三湖へ流れる
岩木川の恵みに育まれ、豊かな地域資源と長い歴史を誇ってきました。

わたしたち市民は、先人たちの不撓不屈の精神によりつくりあげられた歴史と伝統を
受け継ぎ、共に支えあい開かれた平和なまちをつくるため、ここに市民憲章を掲げ、
これを実践します。1（ひとつ）。

【全員】

ゆめ こころざし はってん きょうど
夢と志をもち、発展する郷土をつくります。

【先導役又は司会者】

1（ひとつ）。

【全員】

きょうど ほこ ぶんか
郷土に誇りをもち、文化のかおるまちをつくります。

【先導役又は司会者】

1（ひとつ）。

【全員】

まな つづ すこ うるお
学びを続け、健やかで潤いのあるまちをつくります。

【先導役又は司会者】

1（ひとつ）。

【全員】

しぜん たいせつ うつく す
自然を大切にし、美しく住みよいまちをつくります。

【先導役又は司会者】

1（ひとつ）。

【全員】

まも たが たす あ あんぜん
きまりを守り、互いに助け合い安全なまちをつくります。

※ 先導役・・・会長、代表などのほか市民憲章の唱和にあたって市民憲章を先導していただく方。

※ 市民憲章の前文の結びは「ここに市民憲章を制定します。」となっていますが、唱和の際、先導役又は司会者は、「ここに市民憲章を掲げ、これを実践します。」と読み上げてください。